

水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等に係る環境省告示について（お知らせ）

本日、環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の項目の追加について告示しました。

本告示は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第2次答申）」（平成24年12月27日）を踏まえたものです。

本告示により、水生生物保全環境基準については新たに1項目が追加されます。

1. 水生生物の保全に係る環境基準について

環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）については、亜鉛及びノニルフェノールの2項目が定められています。

2. 改正の概要

公共用水域において、新たに水生生物保全環境基準の項目として、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加します。（表1）

表1 新たに追加する項目

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.02mg/L 以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.05mg/L 以下
		生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.04mg/L 以下
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.01mg/L 以下	
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.006mg/L 以下	

3. 施行期日

平成25年3月27日

「航空機騒音に係る環境基準について」（告示）の一部改正について（お知らせ）

環境省は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月環境庁告示第154号）を一部改正し、平成19年12月17日付けで告示します。

改正の経緯及び概要は、下記のとおりです。

1. 改正の経緯

本件については、中央環境審議会より平成19年6月27日付けで答申がなされたところであり、これを踏まえて告示の一部改正を行う。

2. 改正の概要

我が国の航空機騒音に係る環境基準の評価指標はW E C P N Lを採用しているが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、新たな評価指標を採用する。

[1]評価指標について

時間帯補正等価騒音レベル（L d e n）へ変更する。（別添参照）

[2]基準値について

現行基準レベルの早期達成の実現を図ることが肝要であり、騒音対策の継続性も考慮して、現行の基準値に相当する値とする。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

[3]小規模飛行場について

1日の平均離着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。

3. 施行日

平成25年4月1日

添付資料

[（別添）時間帯補正等価騒音レベル（L d e n）について \[PDF 77 KB\]](#)

(別添)

時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。

評価については、算式アにより1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間 (1秒) をいい、 T とは、観測1日の時間 (86400秒) をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(参考)

国際的には、 L_{den} は EU 指令において採用されているとともに、フランス、デンマーク等多くの国が採用している。また、等価騒音レベルを基本とした類似の指標については、アメリカ、オーストリア等が採用している。